

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区綱島東六丁目3番20号
株式会社 エヌエフホールディングス
代表取締役会長 高 橋 常 夫

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、後記の参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否を表示し、ご押印のうえ折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番15号
新横浜グレイスホテル
(末尾の「第69回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

各議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（49頁から51頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://nfhd.co.jp/>）に、修正後の内容を掲載させていただきます。

事業報告

(自 2021年4月1日)
至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染者拡大の波が断続的に到来し、感染対策と経済活動の両立によるウィズコロナの経済活動が進められ、社会・経済活動は回復基調となりました。しかしながら、エネルギー価格の高騰や半導体をはじめとした電子部品などの供給不足と相まって、国内の経済活動の先行きが不透明な状況となりました。製造業においては電子部品に加え樹脂部品など多くの部品供給不足の状態が続き、生産への影響が顕著になってきており、景気回復への影響が懸念される状況が継続しております。

当社グループの事業環境は、コロナ禍の影響が続く中、一般産業向けの研究開発用機器や生産設備用装置などは堅調に推移したものの、家庭用蓄電システムの販売においてコロナ禍での影響が長引き低調な推移となり、想定していた売上の回復基調には至りませんでした。加えて、部品供給不足の影響で、一部商品の生産に遅延が発生しましたが、主力標準品販売への選択と集中や業務効率の向上による営業利益の堅持に注力をいたしました。

このような事業環境下、当社グループにおきましては、足元の事業である計測制御デバイス、電源パワー制御、環境エネルギー関連分野において、新商品投入やデジタル営業施策での拡販、生産性向上による原価低減、業務の効果効率向上など収益性向上に取り組みました。また、持続的な企業価値増大を図るべく、将来成長に向けての基礎研究投資や技術開発強化に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は10,148百万円（前年同期比4.7%減）、損益面では経常利益1,058百万円（前年同期比43.4%増）、当期純利益は772百万円（前年同期比54.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は615百万円（前年同期比38.6%増）となりました。

(2) 営業の部門別状況

当社グループは、電子電気機器等の製造、販売を行っており、セグメントは単一となります。なお、当社グループにおける製品関連分野別売上の概要は、次のとおりとなります。

《計測制御デバイス関連分野》

計測制御デバイス関連分野では、自動車・社会インフラ・半導体製造装置・海外研究機関など向けに、信号発生器・微小信号測定器・周波数特性分析器などの商品が順調に推移しました。

一方で、鉄道関係など向けの電子デバイスや、防災関係向けの計測システムなどの商品が低調に推移しました。

以上の結果、計測制御デバイス関連事業分野の売上高は2,220百万円（前年同期比6.1%減）となりました。

《電源パワー制御関連分野》

電源パワー制御関連分野では、電気機器、自動車・空調機器をはじめとした家電・電子部品関係・表面処理装置関係など向けに、交流電源・直流電源・バイポーラ電源などの商品が順調に推移しました。

以上の結果、電源パワー制御関連事業分野の売上高は3,267百万円（前年同期比4.3%増）となりました。

《環境エネルギー関連分野》

環境エネルギー関連分野では、家庭用蓄電システムの販売においてコロナ禍での影響が長引き想定していた回復基調には至らず売上減で推移し、電力系統向けの電力用試験器なども低調に推移しました。

以上の結果、環境エネルギー関連事業分野の売上高は4,215百万円（前年同期比11.7%減）となりました。

《校正・修理分野》

校正・修理分野では、販売製品のメンテナンスサービスに注力し、売上高は445百万円（前年同期比18.4%増）となりました。

(3) 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルスの収束やロシアのウクライナ侵攻などによる世界経済の混乱が見通せない中で、生産部材の供給不足や原材料価格高騰など、厳しい状況が続くと見込んでおります。その一方で、カーボンニュートラルな脱炭素社会への潮流を受けて、自動車業界をはじめとした製造業ではクリーンエネルギー対応の設備投資が活発化し、家庭用機器においても底堅い需要の回復を予測しております。また安全安心で豊かな社会への環境エネルギー関連やライフサイエンス関連市場環境が中長期的に活況化するものと予測しております。

当社グループとしては、このような持続可能な社会への変革に貢献するとともに、事業の強靱化と成長発展できる体制を構築し、経営基盤の強化と、中長期的に更なる企業価値増大を目指してまいります。

一方、足元の経営環境は、長引くコロナ禍の影響を受けた家庭用蓄電システムの販売回復遅れに加えて、部材物流の逼迫による生産性影響や価格高騰など大きな減益要因があり、厳しい状況に向かうと見込んでいます。

これらの状況に対しては、業務全般の効果・効率を一層高め、販売力、生産力、開発力の有効性を高めてまいります。営業面では、グループ会社共通の営業プラットフォームを通じて新規顧客層へのソリューション活動を展開し、販売促進を強化してまいります。生産面では、生産技術革新などを通じてグループ生産プラットフォームの体質改善を図り、生産活動への資材供給安定化、生産性向上、原価低減など収益体質の強化に取り組んでまいります。開発面では、重点課題の選択と集中を通じて足元の事業領域における開発強化を図る一方、将来成長市場に向けた新規事業領域開拓や基礎研究への開発投資も強化してまいります。また、強靱で創造性の高い企業体質の維持向上に向けては、足元の厳しい経営環境においても、優秀な人材の採用や育成活動に注力してまいります。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は427百万円であり、前連結会計年度の254百万円と対比して172百万円の増加となりました。

(6) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

事業の譲渡、吸収分割または新設分割は該当ありません。

- (7) 他の会社の事業の譲受けの状況
他の会社の事業の譲受けは該当ありません。
- (8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継は該当ありません。
- (9) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
新株予約権等の取得または処分は該当ありません。

(10) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 66 期 (2018年度)	第 67 期 (2019年度)	第 68 期 (2020年度)	第 69 期 (当連結会計年度)
売上高	12,011,876千円	13,231,498千円	10,651,004千円	10,148,534千円
経常利益	1,431,719千円	1,540,109千円	738,299千円	1,058,720千円
当期純利益	952,154千円	1,020,143千円	500,019千円	772,444千円
親会社株主に帰属する当期純利益	952,154千円	981,215千円	444,212千円	615,472千円
1株当たり当期純利益	147円81銭	146円31銭	64円62銭	87円69銭
総資産	15,977,746千円	18,255,066千円	18,826,568千円	18,637,048千円
純資産	9,675,078千円	11,863,814千円	12,801,790千円	13,417,320千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第69期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 66 期 (2018年度)	第 67 期 (2019年度)	第 68 期 (2020年度)	第 69 期 (当事業年度)
売上高及び営業収益	9,936,058千円	10,801,647千円	4,738,342千円	1,741,967千円
経 常 利 益	1,198,624千円	1,391,923千円	2,199,258千円	435,563千円
当 期 純 利 益	869,387千円	986,879千円	2,077,028千円	398,677千円
1株当たり当期純利益	134円96銭	147円16銭	302円15銭	56円80銭
総 資 産	15,150,784千円	16,029,422千円	15,127,316千円	14,459,556千円
純 資 産	8,799,373千円	9,551,392千円	9,342,243千円	9,636,343千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(11) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 百万円	議 決 権 比 率 %	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エヌエフ回路設計ブロック	400	100	電子計測制御機器、電源システム機器、電子デバイス、応用システム機器の開発、製造、販売、校正・修理
株式会社千代田エレクトロニクス	140	100	電源システム機器の開発、製造、販売、校正・修理
株式会社計測技研	100	100	電子計測制御機器、応用システム機器の開発、製造、販売
株式会社NFブロッサムテクノロジーズ	400	60	蓄電システムの開発、製造、販売、修理
株式会社NFテクノコマース	100	100	電子計測制御機器、電源システム機器、電子デバイス、応用システム機器の輸出入および販売
株式会社NFカスタマサービス	30	100	電子計測制御機器、電源システム機器、応用システム機器の校正・修理、設備診断
株式会社NFデバイステクノロジー	200	100	電子デバイス、半製品(基板)の製造
株式会社NFエンジニアリング	40	100	電子計測制御機器、電源システム機器、応用システム機器の製造、蓄電システムの製造

- (注) 1. 連結対象子会社は上記子会社8社であります。
2. 株式会社千代田エレクトロニクスは、2022年4月1日付で、株式会社NF千代田エレクトロニクスに社名変更しております。
3. 株式会社計測技研は、2022年4月1日付で、株式会社NF計測技研に社名変更しております。

(12) 主要な事業内容

当社グループは電子電気機器等の開発、製造、販売を主な事業としており、主要な製品は次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品 等	主要な会社
計測制御 デバイス 関連分野	信号発生器、周波数特性分析器、微小信号測定器、インピーダンス測定器、地震計関連機器、各種機能モジュール（フィルタ、増幅器、位相検波器、ピエゾドライバ、電流／電圧変換器、カスタム機能モジュール）	(株)エヌエフ回路設計ブロック (株)計測技研 (株)NFテクノコマース (株)NFデバイステクノロジー (株)NFエンジニアリング
電源パワー 制御 関連分野	交流電源、直流電源、表面処理用電源、一般産業用電源、ハイポラ電源、電子・電気部品関連、自動車関連、家電関連、社会インフラ関連、カスタム電源	(株)エヌエフ回路設計ブロック (株)千代田エレクトロニクス (株)NFテクノコマース (株)NFデバイステクノロジー (株)NFエンジニアリング
環境 エネルギー 関連分野	蓄電システム、保護リレー試験器	(株)エヌエフ回路設計ブロック (株)NFプロッサムテクノロジーズ (株)NFテクノコマース (株)NFデバイステクノロジー (株)NFエンジニアリング
校正・修理 分野	校正・修理サービス	(株)エヌエフ回路設計ブロック (株)千代田エレクトロニクス (株)NFプロッサムテクノロジーズ (株)NFカスタムサービス 恩乃普電子商貿(上海)有限公司

(13) 主要な事業所

①当社

本 社	神奈川県横浜市
事 業 所	山口県山口市

②子会社

国 内	宮城県仙台市、栃木県塩谷郡高根沢町、埼玉県蕨市、東京都豊島区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市中区、大阪府茨木市、山口県山口市、福岡県福岡市
海 外	カリフォルニア、上海

(14) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
351 (133) 名	26名減

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託社員およびパートタイム社員は () 内に当連結会計年度における平均人数を外数で記載しております。

(15) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	500,000
株式会社りそな銀行	500,000
株式会社横浜銀行	500,000
株式会社みずほ銀行	350,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式総数 7,018,774 株（自己株式51,226株を除く。）
- (2) 株 主 数 6,034名（自己株式を除く。前期末比617名増。）
- (3) 上位 10 名 の 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エヌエフHD取引先持株会	千株 630	% 8.98
東京中小企業投資育成株式会社	297	4.23
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	294	4.19
株式会社三菱UFJ銀行	219	3.12
高 橋 常 夫	166	2.37
エヌエフHD社員持株会	154	2.20
田 村 哲 夫	148	2.11
北 崎 哲 也	123	1.76
明治安田生命保険相互会社	100	1.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	96	1.38

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	高 橋 常 夫	
取 締 役	大 滝 正 彦	㈱NFプロッサムテクノロジーズ代表取締役社長 E S G 推 進 本 部 長
取 締 役	長 谷 川 和 宏	㈱NFエンジニアリング代表取締役社長 生 産 管 理 本 部 長 グ ル ー プ B C M 統 括 責 任 者
取 締 役	吉 沢 直 樹	経 営 業 務 本 部 長
取 締 役	釜 道 紀 浩	東 京 電 機 大 学 未 来 科 学 部 教 授
取 締 役	豊 玉 英 樹	㈱ナカニシ 監査役 国 立 研 究 開 発 法 人 科 学 技 術 振 興 機 構 開 発 主 監
常 勤 監 査 役	池 上 雅 幸	
常 勤 監 査 役	浅 原 眞	
監 査 役	辻 毅 一 郎	奈 良 学 園 大 学 学 長

- (注) 1. 取締役釜道紀浩、豊玉英樹の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役池上雅幸、浅原眞、辻毅一郎の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役釜道紀浩、豊玉英樹、監査役池上雅幸、浅原眞、辻毅一郎の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役豊玉英樹氏が兼職している㈱ナカニシと当社の間には、特別の関係はありません。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料については当社が全額負担をしております。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものです。ただし、被保険者の違法行為や、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、取締役会において以下の方針を決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

i) 基本方針

当社の取締役報酬は、持続的発展と中長期的な企業価値の向上に資する体系とし、個人別取締役の報酬決定に際しては、各取締役の役位、職責、並びに従業員給与水準等を総合的に勘案して定めた報酬テーブルと各取締役の評価に基づき適正な水準とすることを基本方針とします。

ii) 報酬の算定方法の決定方針

取締役の基本報酬は、月度報酬および賞与から構成され、月度報酬は月例の固定金銭報酬、賞与は年一回の金銭報酬とします。

個人別取締役の月度報酬は、役位、職責、並びに従業員給与水準等を総合的に勘案し定められた取締役の月度報酬テーブルを基に、取締役相互の客観的な能力評価を加味して、決定するものとします。

個人別取締役の賞与は、役位、職責、並びに従業員年収水準等を総合的に勘案し定められた取締役の年収テーブルを基に、取締役相互の客観的な貢献度評価を加味して、決定された年収基準額から月度報酬年額を控除した額とするものとします。

なお、取締役の個人別の月度報酬および賞与は、基本方針および株主総会での決議との整合性を含めた検討を行い、取締役会が決定しておりますので、取締役の報酬等の内容は、当該方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2007年6月27日開催の第54回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額250百万円以内、監査役の報酬額は年額35百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

③取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の人員 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	102,452 (9,085)	102,452 (9,085)	—	—	7 (3)
監査役 (うち社外 監査役)	25,082 (25,082)	25,082 (25,082)	—	—	3 (3)

(注) 1. 上記には、2021年6月24日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。

2. 上記のほか、社外役員が当社社会社から受けた役員としての報酬等の総額は2,800千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

①主な活動状況

区分	氏名	発言状況等
取締役	釜道紀浩	当期開催された取締役会13回のうち13回に出席し、社外取締役としての見地から発言を行っております。特に大学教授として深い学識と高い見識を有しており、高い視点から様々な角度での意見・提言を行い、社外取締役としての機能発揮をしております。
取締役	豊玉英樹	当期選任後開催された取締役会11回のうち11回に出席し、社外取締役としての見地から発言を行っております。特に取締役や常勤監査役として企業経営やコンプライアンスに関与した経験、研究開発に携わった経験を有しており、経営と研究開発の両側面から意見・提言を行い、社外取締役としての機能発揮をしております。
監査役	池上雅幸	当期開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また当期開催された監査役会12回のうち12回に出席し、社外監査役としての見地から発言を行っております。
監査役	浅原眞	当期開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また当期開催された監査役会12回のうち12回に出席し、社外監査役としての見地から発言を行っております。
監査役	辻毅一郎	当期開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また当期開催された監査役会12回のうち12回に出席し、社外監査役としての見地から発言を行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。この契約において当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときとし、損害賠償責任限度額は、法令の定める額としています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,600千円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,340千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社定款におきましては、会社法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結していません。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を決定し、整備、運用してきましたが、2015年5月の改正会社法施行を機に2015年5月29日開催の取締役会において、改めて基本方針を決議しました。

その内容は以下のとおりであります。

①当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社および子会社（以下、グループという。）は、グループの経営理念、行動規範に則り、グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。また、グループ役職員に対して、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。
- 2) コンプライアンスの責任者を任命し、グループのコンプライアンスを統括する委員会を所管させ、法令、会計原則、その他社会規範に適合するよう適時にグループのルールの見直しを行うことをはじめ、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
- 3) 代表取締役社長は、内部監査部門を直轄し、その指示に基づき業務執行状況の内部監査を行わせる。
- 4) 社外の第三者、監査役、コンプライアンスの責任者等に対して、グループの使用人が直接通報できるグループの内部通報制度を構築する。

②当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) グループの業務遂行が、法令、会計原則、その他社会規範に照らして適切なものとなるよう、取締役会は、業務の遂行状況を監督する。
- 2) 取締役会は、子会社取締役会に定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行わせる。
- 3) 内部監査部門は、グループの業務の適正を確保するため、当社における内部監査に加え、必要な場合は代表取締役社長の指示に基づいて子会社の業務監査をも実施する。
- 4) 子会社監査役は、当社の監査役と緊密な連携等の適切な体制を構築する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他、作成、保管が法定されている文書（電磁的記録を含む。）並びに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および規程等に基づいて、適切に作成、保存、管理する。
- 2) 取締役、監査役は、前項の文書および情報を何時でも閲覧できるものとする。

④子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社取締役会は、取締役会に対して定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行う。

⑤当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会は、グループの活動の持続発展を脅かすあらゆるリスクに対処すべく、リスクマネジメント体制を構築し、リスクの棚卸、リスクアセスメント、対応・軽減措置を行う。
- 2) このため、グループコンプライアンスを統括する委員会に、グループが抱えるリスク棚卸の統括を行わせる。
- 3) 取締役会は、リスク管理の状況について、子会社に定期的に報告させる。
- 4) グループ役職員に対して、リスク管理に関する教育・研修を行う。

⑥取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 執行役員制度を導入し、その業務執行責任を明確化するとともに、取締役会の意思決定の迅速な執行と取締役会の監督機能の強化を図る。
- 2) 取締役会は、子会社の機関設計および業務執行体制について随時見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。
- 3) 内部監査部門は、財務報告の信頼性、コンプライアンスの観点に加え、業務の有効性・効率性の観点からも監査を実施する。

- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人という。）の配置並びにその取締役からの独立性および補助使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 1) 監査役が求めた場合には、補助使用人を監査役付として置くこととする。
 - 2) 補助使用人を置く場合、その任命・異動、人事評価および懲戒については、事前に監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
 - 3) 監査役が必要かつ適切と認める場合には、補助使用人が監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保しまたは代表取締役社長や会計監査人との意見交換の場に参加する機会を確保する。
 - 4) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。
- ⑧取締役および使用人または子会社の取締役等および使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- 1) グループの取締役等および使用人は、監査役から求められた事項について速やかに報告を行う。
 - 2) 子会社の取締役会は、取締役会に対して定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行う。
 - 3) 内部監査部門は、その監査計画や監査結果について、監査役の要請がある場合には意見交換を行う。
 - 4) グループの内部通報制度では、通報の窓口の一つを監査役とし、またこれ以外の通報窓口に対する通報があった場合はグループコンプライアンスを統括する委員会の委員長がこれを監査役に対して報告する。
- ⑨前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 前項の報告をした者を不利に扱うことを禁止し、このことをグループ役員に対する教育・研修において徹底する。
 - 2) 報告をした者の異動、人事考課および懲戒等に関して、監査役がその理由開示を求めた場合には、取締役はこれを開示しなければならない。
 - 3) グループ内部通報制度においては、通報者が通報の窓口以外への氏名非開示を希望する場合には、これを遵守する。
- ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に関係しない場合を除き、これに応じる。
 - 2) 内部監査部門は、その監査計画や監査結果について、監査役の要請がある場合は監査役と意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ①グループのコンプライアンスの責任者は、取締役の中から取締役会の決議に基づいて選任しています。当該責任者はグループのコンプライアンスを統括する委員会を主宰し、グループベースのコンプライアンス体制の整備、各種ルールの見直しを行い、内部通報制度の受付担当者を務めるなど、制度運用の中核を担っています。
- ②取締役は、定例（原則として毎月1回）および臨時に開催する取締役会並びに原則として毎月1回開催し執行役員等が出席する経営会議において、当社における業務の遂行状況、財務状況、コンプライアンス体制の状況、リスク管理の状況等を逐次監督しています。また、取締役会は、子会社の業務遂行および子会社取締役の業務遂行、監督状況につき、定期的に報告を受けています。
- ③監査役は、監査役会において定めた監査方針、監査計画に基づいて、当社および必要な場合には子会社の監査を行い、取締役会に対して監査結果の報告、提言を行うほか、代表取締役会長との個別意見交換や内部監査部門、会計監査人、子会社監査役との意見交換を通じ、グループにおける業務遂行に対して適切に監査を行っています。また、監査役は、原則毎月開催される監査役会において相互に意見交換を行っています。なお、専任ではありませんが、監査役の職務を補助すべき使用人を置いており、関係部門とも協働して補助業務を遂行しております。
- ④内部監査は、内部統制室が担当しています。内部統制室は、随時代表取締役会長の指示に基づき、財務報告の信頼性、コンプライアンスの観点に加え、業務の有効性・効率性の観点から、業務を分掌執行する部門および社内各専門委員会に対し、業務監査を実施しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

①会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の株主の在り方については、市場取引を通じて決せられるものと考えており、大規模買付行為への対応も、最終的には株主の皆様の方々の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、近時、わが国の資本市場における株式の大規模買付の中には、その目的等からみて、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない例も少なくありません。

当社は、このような不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えており、大規模買付行為に関する対応策の設定により、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う十分な時間を確保することは、有意義なことであるとと考えております。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組んでおり、その概要は以下のとおりです。

イ. 経営の基本方針

当社グループは、創業以来「ユニーク&オリジナル」をモットーに、特色を生かした製品供給によるエレクトロニクス産業の発展と社会への貢献を目標にしてまいりました。現在では家電・自動車・航空宇宙産業から電力などの社会インフラにいたる幅広い産業分野を対象に事業を展開しております。

ロ. 中長期的な計画に基づく取り組み

経営環境が様々に変化する中、技術開発力の向上、営業力の強化およびコスト競争力の改善に取り組み、既存事業の更なる強靱化、新規事業の創出に努め売上高の拡大と経営効率の向上を図ることを通じて持続的成長の実現と企業価値の向上を目指しております。中期的な計画においては、更なる成長を図るべく、新規事業による事業規模拡大、海外市場の開拓強化、更なるコスト低減等の推進を業務提携や協業をも通じて、より効果的、効率的に経営展開しようと鋭意取り組んでおります。

ハ. コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

持続的な成長・発展を実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化・充実が重要な経営課題であるという認識のもと、法令違反行為の未然防止、意思決定と執行の分離、取締役会・監査役会の機能強化等に努め、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの方々に対して良好な関係の構築を目指しております。

- ③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2020年6月25日開催の定時株主総会決議に基づき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を継続しており、その概要は以下のとおりです。

イ．当社株式の大規模買付行為等

現プランにおける当社株式への大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

ロ．大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

ハ．大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また、対抗措置の発動について株主総会の開催、承認が適切と取締役会が判断するときは株主総会を開催することがあり、株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。

ニ．独立委員会の設置

現プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公平性を担保するため、独立委員会を設置しております。

ホ. 現プランの有効期間等

現プランの有効期限は2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議が行われた場合には現プランは廃止されるものとします。

④上記②および③の取り組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みであり、また、上記③の取り組みは、イ)買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること、ロ)株主共同の利益を損なうものではないこと、ハ)株主意思を反映するものであること、ニ)独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、ホ)デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと等から、いずれも、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以 上

~~~~~  
(本事業報告中の記載数字は、金額および株式数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入をしております。)

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |            | 負 債 の 部      |            |
|-----------|------------|--------------|------------|
| 科 目       | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
| 流動資産      | 13,893,791 | 流動負債         | 3,164,396  |
| 現金及び預金    | 6,105,831  | 支払手形及び買掛金    | 661,231    |
| 受取手形      | 610,822    | 電子記録債務       | 951,867    |
| 電子記録債権    | 754,479    | 短期借入金        | 320,000    |
| 売掛金       | 2,064,161  | 1年内償還予定の社債   | 100,000    |
| 商品及び製品    | 1,360,942  | リース債務        | 190        |
| 仕掛品       | 1,002,945  | 未払法人税等       | 256,811    |
| 原材料       | 1,843,605  | 賞与引当金        | 249,835    |
| その他       | 153,350    | 役員賞与引当金      | 47,200     |
| 貸倒引当金     | △2,346     | 製品保証引当金      | 14,567     |
| 固定資産      | 4,743,257  | その他          | 562,692    |
| 有形固定資産    | 3,603,518  | 固定負債         | 2,055,331  |
| 建物及び構築物   | 1,311,088  | 社債           | 300,000    |
| 機械装置及び運搬具 | 60,646     | 長期借入金        | 1,530,000  |
| 工具、器具及び備品 | 221,428    | 預り保証金        | 12,674     |
| 土地        | 1,951,082  | 退職給付に係る負債    | 122,213    |
| リース資産     | 190        | 長期未払金        | 54,045     |
| 建設仮勘定     | 59,080     | 資産除去債務       | 25,528     |
| 無形固定資産    | 132,912    | 繰延税金負債       | 10,868     |
| ソフトウェア    | 84,894     | 負債合計         | 5,219,727  |
| ソフトウェア仮勘定 | 48,017     | 純資産の部        |            |
| 投資その他の資産  | 1,006,827  | 株主資本         | 11,883,993 |
| 投資有価証券    | 715,162    | 資本金          | 3,317,200  |
| 繰延税金資産    | 217,444    | 資本剰余金        | 1,313,033  |
| その他       | 74,219     | 利益剰余金        | 7,277,498  |
|           |            | 自己株式         | △23,739    |
|           |            | その他の包括利益累計額  | 151,951    |
|           |            | その他有価証券評価差額金 | 151,951    |
|           |            | 非支配株主持分      | 1,381,376  |
|           |            | 純資産合計        | 13,417,320 |
| 資産合計      | 18,637,048 | 負債及び純資産合計    | 18,637,048 |

# 連結損益計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額          |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 10,148,534 |
| 売上原価            |         | 6,517,910  |
| 売上総利益           |         | 3,630,624  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,678,581  |
| 営業利益            |         | 952,042    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 1,349   |            |
| 受取配当金           | 30,760  |            |
| 開発負担金収入         | 75,066  |            |
| 助成金収入           | 1,485   |            |
| 保険解約返戻金         | 1,518   |            |
| その他             | 14,339  | 124,519    |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 12,246  |            |
| その他             | 5,595   | 17,841     |
| 経常利益            |         | 1,058,720  |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 159     |            |
| 投資有価証券売却益       | 105,316 | 105,476    |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産除却損         | 1,238   | 1,238      |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,162,959  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 300,512 |            |
| 法人税等調整額         | 90,002  | 390,514    |
| 当期純利益           |         | 772,444    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 156,971    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 615,472    |

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

|                         | 株主資本      |           |           |         |            |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式    | 株主資本合計     |
| 当期首残高                   | 3,317,200 | 1,313,033 | 6,872,595 | △23,395 | 11,479,433 |
| 当期変動額                   |           |           |           |         |            |
| 剰余金の配当                  |           |           | △210,569  |         | △210,569   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |           |           | 615,472   |         | 615,472    |
| 自己株式の取得                 |           |           |           | △343    | △343       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |           |         |            |
| 当期変動額合計                 | -         | -         | 404,903   | △343    | 404,559    |
| 当期末残高                   | 3,317,200 | 1,313,033 | 7,277,498 | △23,739 | 11,883,993 |

|                         | その他の包括利益累計額          |                       | 非支配株主<br>持分 | 純資産合計      |
|-------------------------|----------------------|-----------------------|-------------|------------|
|                         | その他有価<br>証券評価差<br>額金 | その他の包<br>括利益累計<br>額合計 |             |            |
| 当期首残高                   | 59,152               | 59,152                | 1,263,204   | 12,801,790 |
| 当期変動額                   |                      |                       |             |            |
| 剰余金の配当                  |                      |                       |             | △210,569   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |                      |                       |             | 615,472    |
| 自己株式の取得                 |                      |                       |             | △343       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 92,799               | 92,799                | 118,171     | 210,970    |
| 当期変動額合計                 | 92,799               | 92,799                | 118,171     | 615,530    |
| 当期末残高                   | 151,951              | 151,951               | 1,381,376   | 13,417,320 |

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

###### ① 連結子会社の数

8社

###### ② 連結子会社の名称

株式会社エヌエフ回路設計ブロック

株式会社千代田エレクトロニクス

株式会社計測技研

株式会社NFブロッサムテクノロジーズ

株式会社NFテクノマース

株式会社NFカスタムサービス

株式会社NFエンジニアリング

株式会社NFデバイステクノロジー

株式会社千代田エレクトロニクスは、2022年4月1日付で株式会社NF千代田エレクトロニクスへ社名変更いたしました。

株式会社計測技研は、2022年4月1日付で株式会社NF計測技研へ社名変更いたしました。

##### (2) 非連結子会社の状況

###### ① 主要な非連結子会社の名称

株式会社山陽エヌエフ販売

###### ② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

##### (1) 主要な会社等の名称

恩乃普電子商貿（上海）有限公司

株式会社山陽エヌエフ販売

株式会社ファルコン



(2) 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、合計の当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## 会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(1) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・製品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 仕掛品

個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 3. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びに一部の子会社の特定の固定資産については定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

##### ① 市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年）に基づく定額法によっております。

##### ② 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

### 4. 重要な引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### (4) 製品保証引当金

製品の販売に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の支出に備えるため、当該費用の発生割合及び支出実績等を勘案した見積額を計上しております。

## 5. 退職給付に係る会計処理の方法

確定拠出年金制度を採用しておりますが、旧制度における従業員の既得権を補償するため、55歳以上で退職する場合は一定金額を支給する特例制度を設けております。当該特例制度に関する支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を退職給付に係る負債に計上しております。

なお、一部の連結子会社は確定給付型退職給付制度による簡便法を採用しております。

## 6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、計測制御デバイス関連分野、電源パワー制御関連分野、環境エネルギー関連分野向けに製品の製造販売及び製品に関連する校正・修理を行っております。各製品の販売については、顧客との契約に基づき、製品の支配が顧客に移転した時点（通常は出荷時、引渡時、または検収時）で収益を認識しております。また、製品に関連する校正・修理については、当社グループが顧客との契約に基づいて履行義務を充足した時点（通常は出荷時、またはサービス提供時等）で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定し、返品を減額しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## 表示方法の変更

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度における「電子記録債権」は、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に336,984千円含まれております。

## 会計方針の変更

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、一部の国内連結子会社は、輸出版売においては主に輸出通関時に収益を認識しておりましたが、貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積の影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 217,444千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は280,616千円であります。）

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びスケジュールに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

##### ②主要な仮定

課税所得は次年度以降の事業計画に基づき見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、2023年3月期の一定の時期に収束に向かい正常化していくとの仮定のもと、課税所得などの見積りを行っております。

### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定について、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、課税所得の見積額が変動することで、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 市場販売目的のソフトウェアの評価

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

市場販売目的のソフトウェア 41,044千円

### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①算出方法

市場販売目的のソフトウェアは、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額は一時の費用又は損失として処理しております。当連結会計年度は、未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回るものはないため、一時の費用又は損失として処理しておりません。

#### ②主要な仮定

見込販売収益は、市場販売目的のソフトウェアが組み込まれる製品に係る見込販売数量及び見込販売価格に基づいて見積もっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、2023年3月期の一定の時期に収束に向かい正常化していくとの仮定のもと、見込販売収益の会計上の見積りを行っております。

### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定について、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化した場合、市場販売目的のソフトウェアの金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,295,209千円 |
| 2. 担保に供している資産     |             |
| 建物                | 174,536千円   |
| 土地                | 28,526千円    |
| 上記に対する債務          |             |
| 長期借入金             | 314,000千円   |

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 1. 発行済株式の種類及び総数 |            |
| 普通株式            | 7,070,000株 |

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 210,569        | 30              | 2021年3月31日 | 2021年6月25日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総 額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|---------------------|---------------------|------------|------------|
| 2022年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 210,563             | 30                  | 2022年3月31日 | 2022年6月29日 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金を銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

##### ① 受取手形、電子記録債権、売掛金

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

##### ② 有価証券

有価証券は、主に純投資目的の株式であり、市場価格変動のリスクに晒されております。

##### ③ 支払手形及び買掛金、電子記録債務

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、一部に外貨建てのものが、為替変動リスクに晒されております。

##### ④ 借入金及び社債

借入金及び社債の償還日は決算日後最大で5年後であり、このうち一部は変動金利のため金利変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い取引先ごとの信用情報を定期的に把握し、回収懸念の軽減を図っております。

#### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券については、定期的に時価や財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、財務所管部署が資金繰計画を作成・更新するとともに手元資金の充実を図るなど、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                 | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差 額     |
|-----------------|----------------|-----------|---------|
| (1) 投資有価証券 (*2) |                |           |         |
| その他有価証券         | 629,780        | 629,780   | —       |
| 資産計             | 629,780        | 629,780   | —       |
| (1) 社債          | 400,000        | 395,541   | △4,458  |
| (2) 長期借入金       | 1,850,000      | 1,837,489 | △12,510 |
| 負債計             | 2,250,000      | 2,233,031 | △16,968 |

(\*1) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。



(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 85,382     |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分                      | 時価（千円）  |      |      |         |
|-------------------------|---------|------|------|---------|
|                         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 629,780 | —    | —    | 629,780 |
| 資産計                     | 629,780 | —    | —    | 629,780 |

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価（千円） |           |      |           |
|-------|--------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1   | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 社債    | —      | 395,541   | —    | 395,541   |
| 長期借入金 | —      | 1,837,489 | —    | 1,837,489 |
| 負債計   | —      | 2,233,031 | —    | 2,233,031 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり相場価格を用いて評価しております。  
上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 1,714円82銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 87円69銭    |

### 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| 製品及びサービスごとの区分 | 外部顧客に対する売上高 |
|---------------|-------------|
| 計測制御デバイス      | 2,220,103   |
| 電源パワー制御       | 3,267,393   |
| 環境エネルギー       | 4,215,288   |
| 校正・修理         | 445,748     |
| 顧客との契約から生じる収益 | 10,148,534  |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「会計方針に関する事項 6. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社エヌエフホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 由良知久

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川端孝祐

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌエフホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌエフホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社エヌエフホールディングス 監査役会

常勤監査役 池上雅幸 ㊟

常勤監査役 浅原 眞 ㊟

監査役 辻 毅一郎 ㊟

(注) 常勤監査役池上雅幸、常勤監査役浅原眞及び監査役辻毅一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |            | 負 債 の 部      |            |
|-----------|------------|--------------|------------|
| 科 目       | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
| 流動資産      | 7,966,304  | 流動負債         | 2,925,850  |
| 現金及び預金    | 4,937,514  | 支払手形         | 256,929    |
| 受取手形      | 541,102    | 買掛金          | 375,174    |
| 電子記録債権    | 636,113    | 電子記録債務       | 951,867    |
| 短期貸付金     | 200,000    | 短期借入金        | 320,000    |
| 前払費用      | 26,027     | 1年内償還予定の社債   | 100,000    |
| 未収入金      | 1,590,123  | 未払消費税等       | 9,337      |
| その他       | 35,423     | 未払費用         | 277,309    |
| 固定資産      | 6,493,251  | 未払法人税等       | 76,160     |
| 有形固定資産    | 2,761,267  | 預り金          | 469,962    |
| 構築物       | 1,195,691  | 賞与引当金        | 50,119     |
| 機械装置及び運搬具 | 71,826     | 役員賞与引当金      | 20,000     |
| 工具、器具及び備品 | 1,967      | 設備関係支払手形     | 4,680      |
| 土地        | 1,967      | 設備電子記録債務     | 14,309     |
| 建設仮勘定     | 32,753     | 固定負債         | 1,897,362  |
| 無形固定資産    | 1,453,883  | 社債           | 300,000    |
| ソフトウェア    | 5,145      | 長期借入金        | 1,530,000  |
| 投資その他の資産  | 26,469     | 退職給付引当金      | 5,020      |
| 投資有価証券    | 26,469     | 長期未払金        | 24,898     |
| 関係会社株式    | 3,705,515  | 資産除去債務       | 13,948     |
| 関係会社出資金   | 591,606    | 繰延税金負債       | 23,495     |
| 長期前払費用    | 3,070,122  | 負債合計         | 4,823,213  |
| 敷金・保証金    | 16,154     | 純資産の部        |            |
| その他       | 2,418      | 株主資本         | 9,501,089  |
|           | 20,413     | 資本金          | 3,317,200  |
|           | 4,800      | 資本剰余金        | 1,098,302  |
|           |            | 資本準備金        | 1,098,302  |
|           |            | 利益剰余金        | 5,109,325  |
|           |            | 利益準備金        | 98,862     |
|           |            | その他利益剰余金     | 5,010,463  |
|           |            | 別途積立金        | 4,536,000  |
|           |            | 繰越利益剰余金      | 474,463    |
|           |            | 自己株式         | △23,739    |
|           |            | 評価・換算差額等     | 135,254    |
|           |            | その他有価証券評価差額金 | 135,254    |
| 資産合計      | 14,459,556 | 純資産合計        | 9,636,343  |
|           |            | 負債及び純資産合計    | 14,459,556 |

## 損 益 計 算 書

(自 2021年 4月 1日  
至 2022年 3月 31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 営 業 収 益               |         | 1,741,967 |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,741,967 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,353,692 |
| 営 業 利 益               |         | 388,275   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 19,258  |           |
| 受 取 配 当 金             | 29,330  |           |
| そ の 他                 | 12,767  | 61,356    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 11,231  |           |
| 社 債 利 息               | 792     |           |
| そ の 他                 | 2,045   | 14,068    |
| 経 常 利 益               |         | 435,563   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 64,364  | 64,364    |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 1,276   | 1,276     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 498,651   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 100,990 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △1,016  | 99,974    |
| 当 期 純 利 益             |         | 398,677   |



## 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

|                     | 株主資本      |           |           |        |           |          |           |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|----------|-----------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金     |           | 利益準備金  | 利益剰余金     |          | 利益剰余金合計   |
|                     |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   |        | 別途積立金     | 繰越利益剰余金  |           |
| 当期首残高               | 3,317,200 | 1,098,302 | 1,098,302 | 98,862 | 4,536,000 | 286,354  | 4,921,216 |
| 当期変動額               |           |           |           |        |           |          |           |
| 剰余金の配当              |           |           |           |        |           | △210,569 | △210,569  |
| 当期純利益               |           |           |           |        |           | 398,677  | 398,677   |
| 自己株式の取得             |           |           |           |        |           |          |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |           |        |           |          |           |
| 当期変動額合計             | —         | —         | —         | —      | —         | 188,108  | 188,108   |
| 当期末残高               | 3,317,200 | 1,098,302 | 1,098,302 | 98,862 | 4,536,000 | 474,463  | 5,109,325 |

|                     | 株主資本    |           | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計     |
|---------------------|---------|-----------|--------------|------------|-----------|
|                     | 自己株式    | 株主資本合計    | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当期首残高               | △23,395 | 9,313,324 | 28,919       | 28,919     | 9,342,243 |
| 当期変動額               |         |           |              |            |           |
| 剰余金の配当              |         | △210,569  |              |            | △210,569  |
| 当期純利益               |         | 398,677   |              |            | 398,677   |
| 自己株式の取得             | △343    | △343      |              |            | △343      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           | 106,334      | 106,334    | 106,334   |
| 当期変動額合計             | △343    | 187,765   | 106,334      | 106,334    | 294,099   |
| 当期末残高               | △23,739 | 9,501,089 | 135,254      | 135,254    | 9,636,343 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

##### (1) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定しております。）

##### (2) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

##### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) 長期前払費用

定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

当社は確定拠出年金制度を採用しておりますが、旧制度における従業員の既得権を補償するため、55歳以上で退職する場合は一定金額を支給する特例制度を設けております。当該特例制度に関する支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料、業務委託料、固定資産賃借料及び受取配当金となります。

経営指導料及び業務委託料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。固定資産賃借料については、子会社への契約内容に応じた固定資産を貸与することが履行義務であり、貸与が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、収益認識基準第3項により同会計基準適用の対象外となるため、収益を理解するための基礎となる情報の記載を省略しております。

### 5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## 会計方針の変更

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の当事業年度の期首残高へ与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 貸借対照表に関する注記

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1. 関係会社に対する金銭債権   |             |
| 短期金銭債権            | 1,778,018千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債務   |             |
| 短期金銭債務            | 734,462千円   |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,576,331千円 |
| 4. 担保に供している資産     |             |
| 建物                | 174,536千円   |
| 土地                | 28,526千円    |
| 上記に対する債務          |             |
| 長期借入金             | 314,000千円   |

### 損益計算書に関する注記

|            |             |
|------------|-------------|
| 関係会社との取引高  |             |
| 営業取引による取引  |             |
| 1. 営業収益    | 1,741,967千円 |
| 2. その他     | 18,025千円    |
| 営業取引以外の取引高 | 25,113千円    |

### 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

|      | 当期首<br>株式数 | 当期増加<br>株式数 | 当期減少<br>株式数 | 当期末<br>株式数 |
|------|------------|-------------|-------------|------------|
| 普通株式 | 51,032     | 194         | —           | 51,226     |

### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産          |           |
| 賞与引当金           | 15,326千円  |
| 退職給付引当金         | 1,535千円   |
| 未払退職金           | 1,974千円   |
| 未払役員退職慰労金       | 5,639千円   |
| 未払事業税           | 8,347千円   |
| その他             | 12,499千円  |
| 繰延税金資産小計        | 45,322千円  |
| 評価性引当額          | △7,042千円  |
| 繰延税金資産合計        | 38,279千円  |
| 繰延税金負債          |           |
| その他有価証券評価差額金    | △59,581千円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △2,194千円  |
| 繰延税金負債合計        | △61,775千円 |
| 繰延税金資産の純額       | △23,495千円 |

## 関連当事者との取引に関する注記

| 種類  | 会社等の名称                    | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係                      | 取引の内容                            | 取引金額(千円)  | 科目        | 期末残高(千円)  |
|-----|---------------------------|-------------------|--------------------------------|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 子会社 | (株)NFデバ<br>イステクノ<br>ロジー   | 所有直接<br>100       | 役員の兼<br>任                      | 余剰資金の預り<br>(注)1                  | 177,333   | 預り金       | 150,500   |
| 子会社 | (株)NFプロ<br>ッサムテク<br>ノロジーズ | 所有直接<br>60        | 業務受託<br>役員の兼<br>任              | 経営指導料及び<br>業務委託料の受<br>取り<br>(注)2 | 249,761   | 未払金       | 122,257   |
| 子会社 | (株)エヌエフ回<br>路設計ブロック       | 所有直接<br>100       | 資金の貸<br>付<br>業務受託<br>役員の兼<br>任 | 資金の貸付<br>(注)1                    | 1,165,974 | 短期貸付<br>金 | 200,000   |
|     |                           |                   |                                | 利息の受取り<br>(注)1                   | 17,802    | —         | —         |
|     |                           |                   |                                | 経営指導料及び<br>業務委託料の受<br>取り<br>(注)3 | 740,604   | 未収入金      | 67,888    |
|     |                           |                   |                                | 代理購買<br>(注)4                     | —         | 未収入金      | 1,266,401 |

- (注) 1. 余剰資金の預り及び資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引額は期中の平均残高を記載しております。
2. 経営指導料及び業務委託料は、受託業務の対価として請求しております。なお、精算に伴う返金が発生したことにより、期末残高として未払金が発生しております。
3. 経営指導料及び業務委託料は、受託業務の対価として請求しております。
4. 代理購買については、当社が子会社の代理として購買しており市場からの調達原価と同額のため、取引金額には含めておりません。

### 1株当たり情報に関する注記

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 1,372円94銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 56円80銭    |

### 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社エヌエフホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川端孝祐  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌエフホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

## 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社エヌエフホールディングス

代表取締役会長 高 橋 常 夫

## 2. 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社の剰余金の配当につきましては、中長期的な発展をも見据え、経営的、総合的観点から、安定配当を基本に、業績等を総合的に勘案して決定する方針といたしております。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円

なお、この場合の配当総額は210,563,220円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、以下のとおり定款の変更についてご承認をお願いするものであります。

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線を付した部分は変更箇所を示します）

| 現 行 定 款                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第16条～第51条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第52条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>1. 定款第16条（電子提供措置等）の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法定人員を満たせなくなった場合に備えて、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

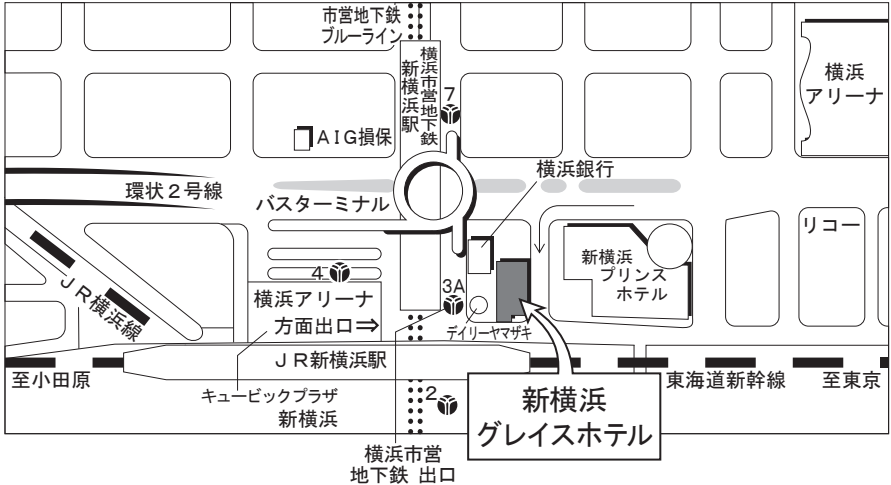
| 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴および重要な兼職の状況                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| みずい きよし<br>水 井 潔<br>(1961年4月3日生) | 2003年4月 関東学院大学工学部・大学院教授<br>2010年4月 同大学工学部情報ネット・メディア工学科長<br>2013年4月 (改組に伴い) 同大学理工学部教授 (現任) | 0株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水井潔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 水井潔氏は、大学教授として深い学識と高い見識を有することに加えて、大学学科運営に携わった経験を有していることから、経営全般に対する監査機能を期待し、補欠の社外監査役候補者とするものであります。また、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額を上限とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 水井潔氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届ける予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。水井潔氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

## 第69回定時株主総会会場ご案内図

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 6 番15号  
新横浜グレイスホテル  
電話：045-474-5111（代表）



◎ご利用いただく交通機関

最寄り駅 ● JR 横浜線・東海道新幹線 新横浜駅 北口  
横浜アリーナ方面出口 徒歩 3 分

●横浜市営地下鉄 新横浜駅 3A 番出口 徒歩 3 分